

**松戸市都市公園整備活用推進委員会資料
(第1回)**

平成30年7月12日

松戸市街づくり部公園緑地課

目次

- 資料 1 松戸市都市公園整備活用推進委員会名簿
- 資料 2 松戸市都市公園整備活用推進委員会条例
- 資料 3 松戸市都市公園整備活用推進委員会の組織及び
運営に関する要領（案）
- 資料 4 松戸市都市公園整備活用推進委員会傍聴要領（案）
- 資料 5 諮問書（写）
- 資料 6 21 世紀の森と広場施設概要
- 資料 7 松戸市緑推進委員会（答申）
- 資料 8 松戸市議会建設経済常任委員会（提言）

松戸市都市公園整備活用推進委員会名簿

松戸市都市公園整備活用推進委員会委員名簿

	氏名	所属	役職	区分	分野	任期
1	タシロ ヨリタカ 田代 順孝	千葉大学	名誉教授	学識経験者	都市計画	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
2	アカハ カツコ 赤羽 克子	聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科	教授	学識経験者	レクリエーション・ 社会福祉	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
3	シミマ コウメイ 三島 孔明	千葉大学 園芸学研究科	准教授	学識経験者	環境教育学	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
4	コウダ マリコ 幸田 麻里子	流通経済大学 社会学部	准教授	学識経験者	観光学	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
5	アビコ カオル 安孫子 薫	株式会社チャックスファミリー	代表取締役	学識経験者 (民間専門家)	運営	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
6	ヒラマン レイジ 平松 玲治	一般財団法人公園財団	上席主任研究員	学識経験者 (民間専門家)	公園管理	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
7	サウル ミ 佐藤 留美	特定非営利活動法人 NPO birth	事務局長	学識経験者 (民間専門家)	市民協働、 森林管理	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
8	トミナガ ヒサツグ 富永 尚次	松戸商工会議所	理事	関係団体	商工振興	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
9	コガ ヒロユキ 古賀 弘幸	公益財団法人松戸みどりと花 の基金	理事長	関係団体	緑化推進	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
10	エノモト タカヨシ 榎本 孝芳	特定非営利活動法人 クリエイティブまつど工房	理事長	関係団体	市民協働	平成30年7月1日～ 平成32年6月30日
11	フクダ カツヒコ 福田 勝彦	松戸市街づくり部	部長	本市の職員		平成30年7月1日～ 平成32年6月30日

松戸市都市公園整備活用推進委員会条例

○松戸市都市公園整備活用推進委員会条例

平成30年 3月28日

松戸市条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市都市公園整備活用推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)

第2条第1項に規定する都市公園の整備活用等に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第2条第2項に規定する公園施設の整備及び活用に係る計画策定に関する事項
- (2) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5条の4第3項の規定による選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 本市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員及び次条に規定する臨時委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会において調査審議すべき事項に関し必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び部会に属する委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市都市公園整備活用推進委員会委員	日額 8,500円
--------------------	-----------

松戸市都市公園整備活用推進委員会の組織及び 運営に関する要領(案)

○松戸市都市公園整備活用推進委員会の組織及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、松戸市都市公園整備活用推進委員会条例（以下「条例」という。）第1条に規定する松戸市都市公園整備活用推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催）

第2条 委員会の会議は、条例第4条の規定により、市長から委嘱を受けたとき、その他委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

（議事録の作成）

第4条 委員長は、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 会議に付した事案の件名
- (5) 議事の内容
- (6) その他必要な事項

2 議事録には、委員長が指名する委員2名が署名するものとする。

3 議事録は、原則的に公開するものとする。

（部会）

第5条 条例第8条に規定する部会の設置の可否については、委員長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。

2 部会を設置するときは、委員会において部会の方針を定める。

3 部会の方針を定めるときは、委員長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。

4 条例第9条の規定に基づき部会へ臨時委員を置く可否については、部会長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。

5 部会の会議は、非公開とする。ただし、部会長が会議を公開すると決定したときは、この限りでない。

6 部会長は部会において調査審議した結果について、委員会で報告する。

7 条例第9条3項における臨時委員の解任については、部会長からの発意を受けて委員会において出席委員の過半数をもって決する。

8 その他部会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

（委員長の専決事項）

第6条 委員長は、次の事項を専決により処理することができるものとする。

- (1) 第2条に規定する会議の開催の承認
- (2) 第4条に規定する議事録の作成

- (3) 市長に対する答申書の送付
- (4) 前条第1項に規定する部会の設置の発意
- (5) 前条第3項に規定する部会の方針を定めることの発意
- (6) 条例第10条に規定する者の出席要求
- (7) その他必要な事項

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、街づくり部公園緑地課におく。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

松戸市都市公園整備活用推進委員会傍聴要領(案)

松戸市都市公園整備活用推進委員会傍聴要領（案）

（傍聴の申請）

第1条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに、傍聴受付で様式1に住所、氏名及び電話番号を記入し、申請すること。

2 傍聴者の受付は先着順で行い、定員に達し次第受付を終了する。

3 傍聴者の定員は、事務局が会場の広さに応じてあらかじめ設定する。

（傍聴の許可）

第2条 委員長は、前条第1項の申請を行った傍聴者に対し、傍聴を許可するものとする。

2 前項の許可を受けた傍聴者は、事務局の職員の指示に従って会議の会場に入室すること。

（傍聴者の遵守事項）

第3条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(6) 会議終了後、閲覧に供した会議資料を事務局の職員に返却すること。

（会議の秩序維持）

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の職員の指示に従うこと。

2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長は傍聴者に注意するものとし、なおこれに従わないときは、委員長は傍聴者に対して静止及び退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式 1

松戸市都市公園整備活用推進委員会傍聴者名簿

(受付番号)

年度 第 回 松戸市都市公園整備活用推進委員会	
住 所	
氏 名	
電話番号	

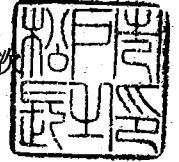
諮問書(写)



松街公第 1076 号
平成30年7月12日

松戸市都市公園整備活用推進委員会 様

松戸市長 本郷谷 健次



諮 問 書

松戸市都市公園整備活用推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 21世紀の森と広場における公園の理念と基本方針の検証と、中長期的な管理運営の目標の検討
- (2) 21世紀の森と広場における公園にふさわしい新たな遊具の設置の検討
- (3) 21世紀の森と広場における既に設置されているカフェテラスなどの便益施設の有効活用を目的とした事業者募集等の検討
- (4) 21世紀の森と広場における樹林地や水辺等自然環境の保全と活用の検討
特に、千駄堀池における外来生物対策に関すること。

2 諮問の趣旨

松戸市は東京都に隣接した人口50万人に近づく大都市ですが、まちづくりを進める上で緑や都市公園などの本市の自然環境が持つ魅力を大切にしています。

時代が移り変わってゆく中で市民の皆様から公園に求められる要望は多様化しており、市内にある都市公園全体の魅力アップが求められていることから、公園施設の整備及び活用等の計画策定や多様な主体との連携手法等について調査審議するため、本委員会を設けました。

本市の都市公園のうち、特に21世紀の森と広場は、平成24年6月に松戸市緑推進委員会から魅力アッププランづくりについて答申を受け、また平成26年9月に市議会からも提言を頂いており、これらを含めた様々なご要望に応え、千駄堀の自然環境を守り育てるといった公園の理念と整合を図りながらより多くの来園者に利用していただくため、上記諮問事項について貴委員会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

3 答申を希望する時期

2年間の任期末となる平成32年6月を目途に答申をお願いします。

なお、上記の諮問事項のうち(2)及び(3)については、平成30年10月を目途に中間答申をお願いします。

21 世紀の森と広場

施設概要

施設概要 (21世紀の森と広場)

21世紀の森と広場は、市域の中央部に位置する緑地空間を松戸市民の共有財産として残し、次代へ継承していくことを目的に計画された都市公園です。

計画平面図



図1. 計画平面図
10 ページ

1. 公園建設への経緯

昭和 40 年代の急激な人口増加に伴う都市化の波は、スプロール化や緑地の著しい減少など環境の悪化を引き起こしました。そうした中で当時、本市の中央部に都市公園として大規模緑地が確保することは重要なテーマでした。

昭和 56 年 1 月、総合公園として 50.5 h a を都市計画決定し、6 月に事業認可を受け、都市公園事業がスタートしました。平成 5 年 4 月 29 日に 40.14 h a、約 80%がオープンしました。平成 30 年 4 月現在、50.06 h a、約 99.1%がオープンしています。

- 開園日 12 月 30 日・31 日と 1 月 1 日を除く毎日
- 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（7 月 21 日～8 月 20 日は午後 6 時 30 分まで）
- 事業費（平成 30 年 3 月まで）
 - 用地費 約 262 億円 工事費 約 64 億円
- 用地確保状況（平成 30 年 3 月まで）
 - 取得済 82.34%
 - 未取得 17.66%
- 年間経費（平成 30 年度当初予算）
 - 整備に要する費用 248,983,000 円
 - 維持管理に要する費用 279,909,000 円
- 職員の配置状況（平成 30 年 6 月現在）
 - 正職員 11 人 臨時職員 9 人

2. 公園の基本理念（昭和 56 年 3 月基本設計より引用）

本計画はそのネーミングからも推察されるように、21 世紀の未来に目をむけた長期的構想にもとづくものであり、計画にあたっては質的転換期を迎えている都市公園のあるべき姿を検討し、新しい世紀にふさわしい新しいタイプの公園実現を目指さなければならない。すなわち、多様化した市民文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の欲求を満たし、同時に地域の持つ個有の自然環境を守り育て、次代をになう松戸市民の創造的な核的空間づくりをめざすものである。具体的な目標として次の 5 項目をかかげることとした。

- 1) 市民の交流と連帯をうながす文化的環境としての公園づくり
- 2) 緑と水と風土を守り育て、自然の豊かさを享受できる公園づくり
- 3) 利用面、管理運営面からみて市民サービスに徹した公園づくり
- 4) 都市環境を向上させ、安全で快適な都市生活を保持することのできる公園づくり
- 5) 多様化し、増大する市民レクリエーション需要に対応する複合的文化機能をもった公園づくり

3. 公園の特徴

公園の立地する千駄堀地区は、市内で最も自然の豊かなところ。斜面緑地が帯状に取り囲む谷津の自然地形がまとまって存在し、園内のせせらぎや池の水源は湧水です。公園の計画に際し、「千駄堀の自然を守り育てる」をコンセプトとして掲げ、「自然・レクリエーション・文化」の3つにゾーニングしました。

- 自然ゾーンは「自然生態園」「千駄堀池」で構成され、「自然生態園」は人の立入りを制限する生き物主体の空間です。千駄堀の原風景である湿地の生態系の再生を目指しています。
- レクリエーションゾーンは公園中央部の「芝生広場」と「池沿いの水辺空間」です。園内で最もよく利用されている芝生広場「光と風の広場」は周囲を斜面樹林に囲まれており、緑の中の開放的な空間として、心地よいレクリエーションが楽しめます。
- 文化ゾーンには「森のホール 21」「松戸市立博物館」や「つどいの広場」があります。
- 公園計画面積：50.5ha（平成30年3月末開設率：99.13%）

■表A. ゾーン別施設面積

ゾーン名	小ゾーン名	計画面積	開設面積（未開設面積）
文化 9.26ha	文化施設ゾーン	2.25ha	2.25ha
	つどいの広場	4.49ha	4.35ha（0.14ha）
	みどりの里	2.52ha	2.46ha（0.06ha）
小計		9.26ha	9.06ha（0.20ha）
レクリエーション 10.1ha	光と風の広場	6.40ha	6.40ha
	水とこかげの広場	2.30ha	2.30ha
	野外活動センター （木もれ陽の森）	1.40ha	1.40ha
小計		10.10ha	10.10ha
自然 29.94ha	千駄堀池	5.80ha	5.80ha
	自然生態園	6.21ha	6.21ha
	樹林地	17.93ha	17.93ha
小計		29.94ha	29.94ha
サービスゾーン 1.2ha	中央口周辺	0.59ha	0.59ha
	清水サービスヤード	0.61ha	0.37ha（0.24ha）
小計		1.20ha	0.96ha
50.50ha		50.50ha	50.06ha（0.44ha）

■表B. 園内樹林地の区分け

保全区域	来園者の立入りを規制している区域	約 11.0 ha
活用区域	園路があり林の中を散策できる区域	約 10.0 ha
合計		約 21.0 ha

■表C. 来園者が利用できない部分面積

樹林地	一部園路だけ通行できる部分10ha含む	約 21.0 ha
池		約 5.8 ha
自然生態園		約 3.2 ha
合計		約 30.0 ha

4. 公園に関わる受賞歴

平成 元年	土木学会田中賞（広場の橋・森の橋）
7年3月24日	平成6年度千葉県優良施策実施市町村表彰（自然観察舎）
7年5月24日	平成6年度日本都市計画学会・計画設計賞（公園）
13年度	朝日新聞読者が選ぶ千葉の風景50選
15年3月10日	第54回全国植樹記念事業「ちば・ふれあいみどり100選」
17年9月29日	第25回「緑の都市賞」都市緑化基金会長賞 （緑の都市づくり部門の一つとして21世紀の森と広場を掲げた）
21年7月	千葉県「健康と癒しの森30選」
22年10月	第30回「緑の都市賞」国土交通大臣賞（松戸市として受賞）

5. 魅力アップへの取り組み（平成29年度の結果）

平成5年の開園から20年以上が経過し、生物多様性、少子高齢化、ニーズの多様化、防災への関心の高まりなど、公園を取り巻く社会情勢が大きく変化しております。また、公園の利用者はもとより、議会等でも様々なご意見、ご要望を頂戴しており、本公園の魅力を引き出し、更に来園者数の増加を図って「松戸市に住んでよかった、住み続けたい」と思っただけのよう、さまざまな事業を展開しています。

- 松戸モリヒロフェスタ 平成29年度は5月・11月・3月の3回開催
- 松戸アートピクニック 平成29年10月に初めて開催（芸術系のイベント）
- 自然展 夏休み期間中に公園の自然を紹介する展示・講座
- ホテル鑑賞会 NPO法人松戸ホテルの古里と市の共催（約5千人来場）
- 公園友の会 各種イベントへの協力
- 松戸里やま応援団 園内の樹林地等の整備や催しもの等のボランティア活動
- 遠足誘致 平日の集客数アップに向け、小・中学校や保育所等の遠足誘致
- 記念事業 来園者1500万人突破など
- 緑の相談所（パークセンター）水・土・日・祝に相談員が電話・窓口相談（約800件）を受付
- 園芸教室など 園芸に関する講習会を年間30回以上開催
- 自然観察舎 自然解説員（野草・野鳥・昆虫）による観察会・自然体験
- 各種催し物 公園内での自然観察会や自然体験学習イベントを開催

■表D. 平成30年度イベントカレンダー

4月	5月	6月	7月
(イベント) ・ #緑と花のフェスティバル	(イベント) ・ #子ども祭り ・ 松戸モリヒロフェスタ(こどもの王国) ・ 松戸アートピクニック・1867音楽会 ・ ほたるの観賞会	(イベント)	(イベント) ・ ドンちゃん・グリちゃんの自然展
(※講座) 樹木ウォッチング バードウォッチング 植物ウォッチング	(講座) 自然観察会 園芸教室 昆虫ウォッチング	(講座) みどりの講習会 植物ウォッチング 園芸教室	(講座) 自然観察会 園芸教室
8月	9月	10月	11月
(イベント) ・ ドンちゃん・グリちゃんの自然展 ・ ドコでもシアター	(イベント)	(イベント)	(イベント) ・ 松戸モリヒロフェスタ(フード系イベント) ・ #大農業祭り ・ #だいすき松戸！子どもフェスティバル
(講座) 自然観察会 園芸教室 クラフト教室	(講座) みどりの講習会 園芸教室 昆虫ウォッチング	(講座) バードウォッチング 植物ウォッチング クラフト教室	(講座) バードウォッチング 植物ウォッチング みどりの講習会
12月	1月	2月	3月
	(イベント) ・ 開園25周年イベント		(イベント) ・ 松戸モリヒロフェスタ 和太鼓の公演(3館連携事業)
(講座) みどりの講習会 バードウォッチング 園芸教室	(講座) バードウォッチング クラフト教室 園芸教室	(講座) バードウォッチング 植物ウォッチング 園芸教室	(講座) みどりの講習会 バードウォッチング 園芸教室

※ #は他の部署、団体主催によるイベント
※ 年間約100講座

6. 公園の利用ルール

本公園では、より多くの公園利用者に自然とのふれあいと様々な楽しみを提供できるよう、公園独自の利用ルールを設け、自然尊重型の公園の維持、来園者の安全確保の観点から運営管理を行っている。

なお、本公園では、自然の中で自由にのびのびと遊ぶことにより、子どもたちの創造性を養うという観点から、大規模な遊具はこれまでは設置していない。

■表E. 公園の利用ルール

	ルール	理由
1	利用時間（夜間閉園）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林や水辺があり、夜間利用は危険 ・野鳥などの休息、夜行性のフクロウが棲息
2	ペット持込禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな子どもが安心して遊べる場の提供 ・糞尿処理の問題及び芝生を清潔に保つため
3	動植物採集禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第11条等による
4	魚釣り禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ルール3による ・水鳥への配慮（釣り糸が絡まる、疑似餌の誤飲） ・ただし、タコ糸使用によるザリガニ釣りを認める
5	動植物持ち込み禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物の防止 ・危険生物の持ち込みを防止し、来園者の安全を確保
6	餌やり禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥への悪影響 ・水質汚染防止 等
7	自転車乗り入れの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保 ・ゆっくり自然を楽しんでもらうことを優先しているため
8	ランニング禁止（エリア限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察の優先、危険性などにより野草園及び樹林地内におけるランニングを禁止 ・他のエリアにおいても集団走行は他の利用者に迷惑、危険なので注意を促す
9	石投げ禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・危険行為であるため ・水鳥への配慮
10	人に迷惑を与えるボール遊びの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・固いボール、バットの使用は危険とみなし全面禁止 ・サッカーなど広い面積の占有
11	ゴルフクラブ禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・危険であるため
12	テントの設営	<ul style="list-style-type: none"> ・中の様子を伺い知れないものは不可 ・日除けテント（タープ）は可、但し大きさは状況で判断
13	人の迷惑となる騒音を出すことの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・他の来園者等の状況を見て、苦情を受けた場合や、他の迷惑と判断される場合
14	火気の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用は木もれ陽の森バーベキュー場、縄文の森に限る（講座・イベントで使用する場合を除く）
15	ゴミ捨て禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの持ち帰りをお願いしているため、園内にゴミ箱は設置していない

7. 駐車場

公園の都市計画区域外に設置しており、管理事務所が運営している。

(森のホール 21 地下駐車場を除く)

●料金

普通 1 回=500 円、大型 1 回=2,000 円

西駐車場：時間制料金導入（平成 15 年 12 月）

1 時間まで=100 円、2 時間まで=200 円

3 時間まで=300 円、4 時間超=500 円 障害者対応無

●駐車場の状況

■表 F. 駐車場台数

駐車場	東	東第 2	南	西	北	合計
駐車台数	238 台	85 台	131 台	225 台	168 台	847 台
うち障害者	5 台	0 台	0 台	7 台	2 台	14 台
普通車	232 台	85 台	131 台	223 台	168 台	839 台
大型車	6 台	0 台	0 台	2 台	0 台	8 台
面積 (ha)	約 1.2		約 0.4	約 0.7	約 0.8	約 3.1
※森のホール 21：駐車台数 139 台（6,302 m ² ）						
※身障者対策：西駐車場にて 18 年 2 月供用開始 横断歩道ライン、マイクロバス 2 台と普通車 12 台分を整備						
※満車の場合：千葉西病院との協定により病院駐車場に誘導						

●利用状況（平成 29 年度）

93,663 台（大型バス含む、公的行事などの無料使用を除く）

8. 入園者数の推移

■表 G. 入園者数累計

年度	入園者数	累計入園者数	トピック
平成 5年度	664,170	664,170	40.14ha 開園、博物館・森のホール開館
平成 6年度	585,084	1,249,254	自然観察舎開館
平成 7年度	603,316	1,852,570	日本都市計画学会・計画設計賞（公園）他
平成 8年度	614,567	2,467,137	
平成 9年度	611,327	3,078,464	
平成10年度	595,367	3,673,831	水とこかげの広場・みどりの里一部開園
平成11年度	631,318	4,305,149	中央口付近一部開園
平成12年度	582,209	4,887,358	
平成13年度	688,921	5,576,279	野外活動ゾーン開園 来園者 500 万人突破（5月4日）
平成14年度	636,581	6,212,860	
平成15年度	655,757	6,868,617	第54回全国植樹記念事業「ちば・ふれあい みどり100選」
平成16年度	615,275	7,483,892	
平成17年度	643,408	8,127,300	光と風の広場一部開園 第25回「緑の都市賞」都市緑化基金会長賞
平成18年度	619,789	8,747,089	
平成19年度	630,100	9,377,189	
平成20年度	604,670	9,981,859	
平成21年度	651,272	10,633,131	千葉県「健康と癒しの森30選」 来園者 1000 万人突破（4月8日）
平成22年度	599,095	11,232,226	第30回「緑の都市賞」国土交通大臣賞
平成23年度	527,391	11,759,617	東日本大震災 発災
平成24年度	526,092	12,285,709	
平成25年度	596,302	12,882,011	
平成26年度	594,304	13,476,315	
平成27年度	598,789	14,075,104	
平成28年度	651,183	14,726,287	第1回モリヒロフェスタ（約5万人来場）
平成29年度	613,822	15,340,109	第2回モリヒロフェスタ（3・5・11月開催） アートピクニック（10月初開催） 来園者 1500 万人突破

※1 平成23年度は、緑と花のフェスティバル、こども祭りが中止

また、東日本大震災による節電対策により、7月及び8月の毎週木曜日が休園

※2 平成24年度は、こども祭りが中止

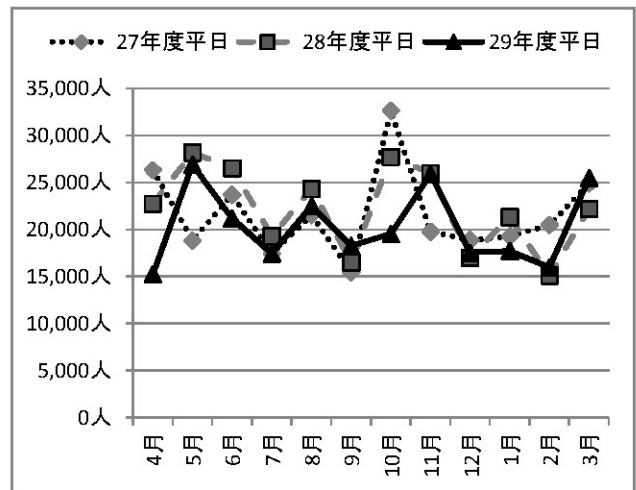
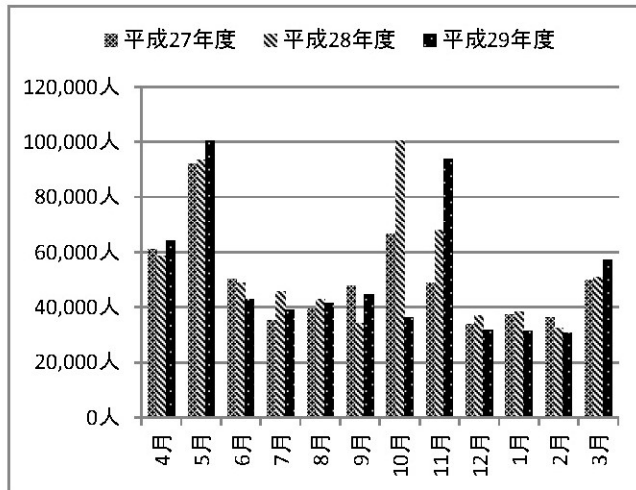
9. 入園者数の推移

月別総入園者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4月	61,111人	58,630人	64,135人
5月	92,217人	93,604人	100,303人
6月	50,330人	48,844人	42,950人
7月	35,108人	45,877人	39,181人
8月	39,289人	43,102人	41,382人
9月	47,893人	34,078人	44,589人
10月	66,516人	100,519人	36,328人
11月	48,871人	68,016人	94,012人
12月	33,885人	36,835人	31,765人
1月	37,407人	38,291人	31,365人
2月	36,173人	32,358人	30,680人
3月	49,989人	51,028人	57,132人

月別平日入園者数

	27年度平日	28年度平日	29年度平日
4月	26,350人	22,733人	15,289人
5月	18,818人	28,165人	26,886人
6月	23,689人	26,509人	21,187人
7月	17,430人	19,278人	17,451人
8月	21,553人	24,328人	22,521人
9月	15,446人	16,514人	18,264人
10月	32,627人	27,712人	19,536人
11月	19,782人	26,008人	25,868人
12月	18,875人	16,980人	17,534人
1月	19,293人	21,316人	17,713人
2月	20,473人	15,104人	15,994人
3月	24,911人	22,201人	25,462人



入園者数累計

	27年度累計	28年度累計	29年度累計
4月	61,111人	58,630人	64,135人
5月	153,328人	152,234人	164,438人
6月	203,658人	201,078人	207,388人
7月	238,766人	246,955人	246,569人
8月	278,055人	290,057人	287,951人
9月	325,948人	324,135人	332,540人
10月	392,464人	424,654人	368,868人
11月	441,335人	492,670人	462,880人
12月	475,220人	529,505人	494,645人
1月	512,627人	567,796人	526,010人
2月	548,800人	600,154人	556,690人
3月	598,789人	651,182人	613,822人

月別土日入園者数

	27年度土日祝	28年度土日祝	29年度土日祝
4月	34,761人	35,897人	48,846人
5月	73,399人	65,439人	73,417人
6月	26,641人	22,335人	21,763人
7月	17,678人	26,599人	21,730人
8月	17,736人	18,774人	18,861人
9月	32,447人	17,564人	26,325人
10月	33,889人	72,807人	16,792人
11月	29,089人	42,008人	68,144人
12月	15,010人	19,856人	14,231人
1月	18,114人	16,975人	13,652人
2月	15,700人	17,254人	14,686人
3月	25,078人	28,827人	31,670人

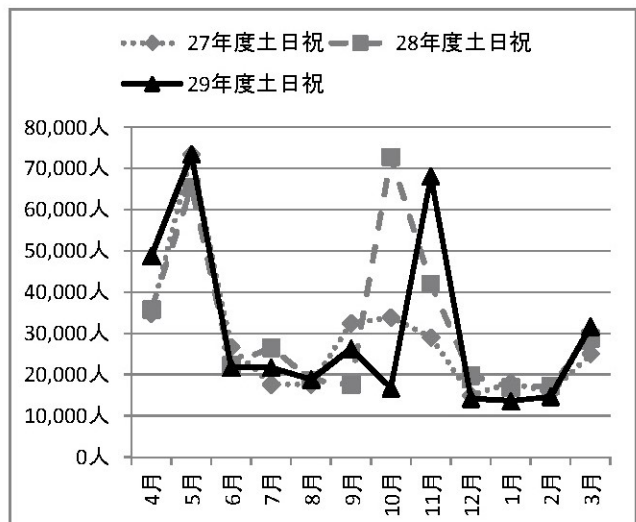
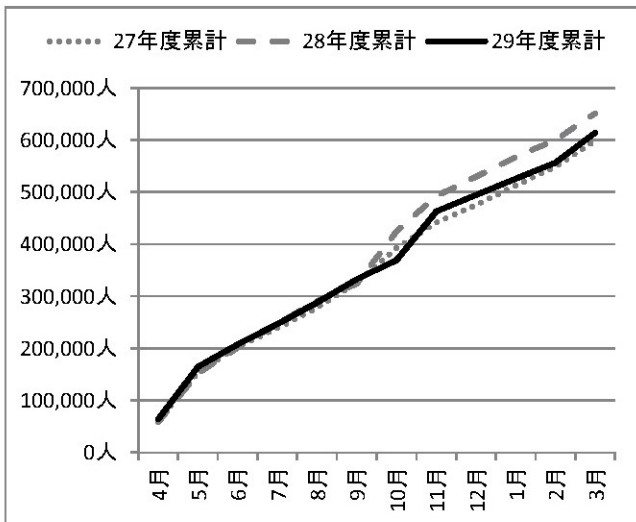


図2. 入園者の季節変動（過去3カ年）

松戸市緑推進委員会(答申)

**21 世紀の森と広場の魅力アッププランづくり及び
街区公園の再整備について**

平成 24 年 6 月 21 日

平成24年6月21日

松戸市長 本郷谷 健次 様

第6期松戸市緑推進委員会
会長 田代 順 孝



21世紀の森と広場の魅力アッププランづくり及び街区公園の再整備について（答申）

松戸市緑推進委員会は、平成22年10月6日付けで松戸市緑の条例第21条第1項の規定に基づき諮問を受けた「1 21世紀の森と広場の魅力アッププランづくりについて」及び「2 街区公園の整備について」に係る、現状を踏まえた今後のあり方について、慎重かつ精力的に検討を重ねて参りました。

このたび、下記のとおり委員会の総意として、答申書を取りまとめましたので、ここに提出します。

記

諮問内容

- 1 21世紀の森と広場の魅力アッププランづくりについて
 - ・21世紀の森と広場の魅力を引き出し来園者数の増大を図るため、各施設のあり方や運営形態の見直し等について検討する。
- 2 街区公園の整備について
 - ・地域コミュニティの拠点として、街区公園の利用実態や市民ニーズ等を把握し、再整備の基本構想を検討する。

答申内容

- 1 21世紀の森と広場の魅力アッププランづくりについて（別紙のとおり）
 - (1)魅力アップのための7項目の戦略的方針
 - ①都市環境保全の観点からも、生物多様性の恵みを感じることができる公園づくり
 - ②みどりの市民力による公園づくり
 - ③経営的観点を取り入れ、多様なニーズに応えていく施策の導入と展開
 - ④魅力を伝える情報システムの構築
 - ⑤アートやカルチャーを創造する公園づくり
 - ⑥安全・安心で利用しやすい公園づくり
 - ⑦アクセスの向上
 - (2)効率的施策展開のために
 - ①パークセンターの機能強化
 - ②(財)松戸みどりと花の基金の活動強化と財源確保
 - ③公園施設の魅力を創造するための再整備の検討
 - ④多様な人的資源の発掘と活用、連携を深める
 - ⑤運営管理にかかわる資金・資源の外部からの調達
- 2 街区公園の整備について（別紙のとおり）
 - (1)地域公園整備事業の創設とその実現

以上

答申 1 21 世紀の森と広場の魅力アップのためのプランづくりについて
～「成長する公園」へ向けた行動戦略～

本委員会は表記諮問に対して、平成 22 年 10 月から、9 回の委員会と 5 回の小委員会を開催し議論を重ね以下のような結論に達したのでここに答申します。

1 答申の背景

- (1)平成 5 年(1993 年)の開園から 19 年が経過した今日、生物多様性、少子高齢化、ニーズの多様化、防災への関心の高まり、公共施設の社会的経費負担のありようなど公園を取り巻く社会情勢は大きく変化している。これら社会情勢の変化も踏まえ、今後の都市生活をより豊かにする施策のひとつとして「21 世紀の森と広場」の魅力アップを構想し、パークマネジメントの導入も視野に入れた戦略的方法について幅広く検討することが求められる。
- (2)開園以来、来園者数は年間約 60 万人前後で推移しており、市民の間に緑の拠点として定着している。その理由は、この公園が持つ豊かな自然の価値と、市域中央に位置する大規模な公園という立地による魅力とみなせる。今後はこれを尊重しながら、さらに質の高いパークサービスの提供が必要とされる。同時にそれは「松戸市に住んでよかった、住み続けたい」と思える豊かなライフスタイルの実現に貢献するものであることが要請される。
- (3)同公園は、松戸市にとっての重要な緑地資産であるばかりではなく、近隣諸市にとってもレクリエーションをはじめさまざまな利用機会を提供する場所として魅力ある都市的空間であると思われる。そのポテンシャルを最大限に活用し、近隣諸市からの利用者の増大を図ることも、都市経営の観点から大きな課題となっている。

2 討議の経過

委員会においては、まずこの公園の建設時に定められた「千駄堀の自然を守り育てる」という前提の中での、当時の整備目標を再確認する作業から始めた。

当時の整備目標に対し、これまでに挙げてきた成果に関する議論を皮切りに、現代的なニーズへの対応の適否や、これからすべきことについて検討を重ねた。

さらに、委員会内での議論が主に以下の項目について活発に展開された。

- ・自然の豊かさの保全と活用
- ・利用しやすさ
- ・施設水準
- ・利用規制
- ・交通アクセスの改善
- ・管理運営における市民との協働
- ・博物館、森のホール 21 との連携
- ・広域避難地としての防災機能
- ・広域的利用に対する PR

こうした議論の経緯を踏まえ、最終的には「貴重な自然環境を基盤とする都市公園」という 21 世紀の森と広場の特質をより進化させていくこと、そして「満足度の高い利用サービ

スを提供する」ための戦略的な施策による、新たな魅力づくりが求められるという共通認識にいたった。

豊かなライフスタイルの実現に寄与し、自然を大切にしつつ、来るべきサステナブルな社会と環境の創造に貢献する公園を今後の基本的な公園像とし、その管理運営方法の再構築と、施設の再整備等による魅力アップに努める。そのための戦略の方針として7つの柱を設定した。

3 答申本文

(1) 魅力アップのための7項目の戦略の方針

① 都市環境保全の観点からも、生物多様性の恵みを感じることができる公園づくり

多様な生物が息づく公園緑地は、都市環境を良好に保つさまざまな調整機能を持つ。その重要性は今日、世界的な共通認識である。とりわけ50haもの規模を持つ21世紀の森と広場の「市街地に浮かぶ豊かな自然の島」としての存在意義は大きい。その自然に触れる楽しみにとどまらず、生物多様性保全の重要性を喚起し、自然と人のネットワークをつくりだす拠点としていくことを今後の施策の根幹にすえる。

(施策案)

- ・ 自然資源を活用した自然体験プログラムの作成と展開
- ・ 継続的なモニタリングによる生物多様性の評価システムの構築
- ・ 自然のネットワーク（グリーンインフラ）の拠点としての位置づけ

② みどりの市民力による公園づくり

松戸市緑の基本計画で提案している「みどりの市民力」を最大限に活用する仕組みを構築する。そのため行政・市民・利用者が共有できる参加の体制を整える。

(施策案)

- ・ 公園ガイドやパークコーディネーター等の人材養成と活用
- ・ 公園施設の多様な管理運営に対する市民・企業など民間活力の導入
- ・ パークセンターの効果的な運営システムの構築及び市民参加方式の検討

③ 経営的観点を取り入れ、多様なニーズに応じていく施策の導入と展開

都市公園に対するニーズは多様化、高度化している。それらに応じていくことと併せ、今後の公園運営には経営的観点を取り入れていくことが求められる。

とくに将来を担う子供たちの利用を高める施策を重点的に展開するとともに、新たなニーズを掘り起こしていく方策として、周辺市街地との連携も強化する。

(施策案)

- ・ 自然に配慮し、バリアフリーにも対応したレクリエーション施設の設置
- ・ 四季を通じた自然鑑賞施設等の整備や既存樹林の利用促進
- ・ 一部規制緩和によるエリア限定、人員配置等を施した利用プログラムの作成やルールづくり
- ・ 新たなイベントの実施や、地域ぐるみで新たなニーズの掘り起しを進める体制とプロジェクトの推進
- ・ 環境配慮型（エコ対応）施設への再整備

- ・市民・農家参加型の農的環境・自然環境体験型施設の設置と運営
- ・夜間利用の検討

④魅力を伝える情報システムの構築

SNS(ソーシャルネットワークサービス)などのITツールによる情報提供は、市民や利用者の利便を図る上で今や必須といえる。独自あるいは市民、企業との連携も視野に入れた情報メディアを構築することにより、新たな利用者の発掘を行い、市の内外からの継続的利用者の増加を図る。

(施策案)

- ・多様な情報提供ツールの活用
- ・参加型HPの設計と効率的運営
- ・ITメディアを活用した新たなイベントづくりや情報提供プログラム構築と実施

⑤アートやカルチャーを創造する公園づくり

公園に文化的魅力を創造するために、既存の施設の活用や新たなプログラムの開発を行い、アーティストや文化関係者が積極的にかかわる舞台を用意する。自然に加えて、文化活動の拠点形成を目指す。

(施策案)

- ・博物館や森のホール21との連携強化
- ・森の野外彫刻展や水辺の音楽会の開催など、市民の芸術や文化活動の場としての有効活用
- ・アート展やコスプレなどクリエイティブな活動の場の提供

⑥安全・安心で利用しやすい公園づくり

利用者の安全確保をこれまでの安全点検や行政の一方的な規制だけに頼らず、利用促進の視点を加味した新たなルールやプログラムの開発を通じて、安全確保と利用促進を共存させる。また、災害など非常時において、大規模公園が担うべき役割を明らかにし、防災機能の強化を行う。

これら日常時から非日常時まで連続した安全対策によって、市民がより安心を実感できる公園としていく。

(施策案)

- ・日常的利用における公園施設の安全対策の強化
- ・災害時への対応としての防災機能の強化(防災施設の優先的設置)

⑦アクセスの向上

新駅設置の検討も含み、新たな交通機関の確保、既存公共交通輸送システムとの連携強化活用を通じて、アクセスの向上を図ることが必要である。また、周辺緑地、周辺居住地との連携などを進め、広域的な回遊性を創出することも、アクセスの向上では必要な視点であり、このことは公園が生み出す経済効果を高めることにもつながる。

(施策案)

- ・シャトルバスの運行等公共交通機関との連携
- ・公園までのルート整備や沿道環境整備を図り、広域的な回遊性の創出をおこなう

- ・円滑で効果的なパーキングシステムの構築

(2) 魅力アップ方針に基づいた具体的施策の展開

以上の7項目を魅力アップの戦略的方針とする。この方針に沿って、具体の施策を展開する仕組みと場を早急に用意すること。そのために市民参加型のパークマネージメントの体制を構築し、経営的視点を加えて、幅広く検討すべきである。また、その体制は必要に応じて見直し、改善していくことが望まれる。

4 効率的施策展開のために

上記の戦略的方針に基づき、下記の項目を優先的な課題として具体のアクション計画を立て、速やかに実行する。

- (1) パークセンターの機能強化
- (2) (財)松戸みどりと花の基金の活動強化と財源確保
- (3) 公園施設の魅力を創造するための再整備の検討
- (4) 多様な人的資源の発掘と活用、連携を深める
- (5) 運営管理にかかわる資金・資源の外部からの調達

5 終わりに

本答申は、今後50年、100年と存続していくであろうこの公園の、今日一時期についてマネージメントの方向性を示したものである。時代により自然に対する要求は変わっていくが、21世紀の森と広場は自然との共生を基礎としながらも、時代の声に耳を傾け「進化し続ける公園」であってほしい。本答申を契機として、市の熱意ある取り組みによって、魅力アップが同公園の品位を上げ、来園者の増加をもたらすとともに、松戸市の都市ブランドの向上に貢献することを願うものである。

答申2 街区公園の整備について

1 答申の背景

- (1) 松戸市の公園は、その多くが30年以上前に整備された公園であり、施設の老朽化や不足等、市民のニーズに答えていない。
- (2) 公園へのニーズが多様化している現在においては、より多くの機能（健康増進、地域防災機能等）を有する公園への再整備が求められている。
- (3) 東日本大震災の経験により、公園における防災機能の充実が求められている。

2 討議の経過

第6期松戸市緑推進委員会においては、他に「21世紀の森と広場の魅力アッププランづくり」という大きなテーマもあったことから、「街区公園の整備について」は、必ずしも十分な議論ができたとは言えない。

街区公園の再整備計画を策定するには、地域ごとの特性を把握するなど、多くの知見の蓄積が必要となるので、松戸市内の街区公園の再整備を行うために、まずは「松戸市緑の基本計画」にうたわれている、11地域に分けた地域の核となる“地域公園”を対象とし、アクションプランとして市民参加型の地域別ワークショップを開催し、知見を蓄積していくことが必要である。

こうした考えの中、答申内容を以下のとおりとした。

3 答申本文

街区公園や近隣公園は、地域住民に親しまれている最も身近な住区基幹公園である。諮問の背景を踏まえれば尚のこと、この度の答申の重要性を認識するところであり、地域公園整備事業の創設とその実現に向け、松戸市緑推進委員会と連携を深めて、具体的な検討を早急に進めて行くべきである。

4 終わりに

十分な答申内容とはならなかったが、新たに整備する地域公園は「松戸市緑の基本計画」にもあるとおり、地域のレクリエーションや防災の拠点として整備していく必要があり、つくる段階からの地域住民の参加が不可欠であり、整備後の公園は「みどりの市民力」が大いに発揮される舞台として生まれ変わることが求められる。

幸い平成24年度は、「地域公園整備事業におけるガイドライン策定委託」が予算化されていることを伺っており、そのことも合わせ、今後も継続的に検討を進めて行くことが必要であると考えている。

松戸市議会建設経済常任委員会(提言)
21 世紀の森と広場を軸としたまちづくりにかかわる
提言について

平成 26 年 9 月 30 日

平成26年9月30日

松戸市議会議長 小沢 暁民 様

建設経済常任委員会委員長 張替 勝雄



21世紀の森と広場を軸にしたまちづくりにかかわる提言について

建設経済常任委員会は、平成26年6月定例会において、特定所管事務調査事項に「21世紀の森と広場を軸にしたまちづくり」を決定しました。

そして、自然尊重型都市公園である21世紀の森と広場は、「千駄堀地区の自然を守り育てる」というコンセプトのもと、都市部にいながらにして谷津特有の生態系や生物の多様性が感じられる貴重な公園であることを全委員の共通認識のもと、自然との共生のシンボルとなるように、今後のあり方とそれを活かしたまちづくりについて調査、研究をしてまいりました。

まず、21世紀の森と広場は自然尊重型都市公園として、開設から20年余りを経て時代の変化により変わってきたニーズを検証することから始めました。「広大な芝生で自由にのびのびできる」、「谷津の地形を活かした自然の中を散策できる」などの意見を頂いている一方、「遊具が少ない」、「開園時間が短い」などの意見もありました。

そこで「千駄堀地区の自然を守り育てる」という従来のコンセプトは尊重しつつ、この公園にふさわしい新たな遊具の設置を検討すること、また、今後のニーズと千駄堀周辺の都市化のスピード等を勘案しながら、将来的には開園時間等の見直しを検討することを提言致します。

次に、21世紀の森と広場を有効に活用し、松戸市の活性化を図る方法を委員間で議論しました。現在、21世紀の森と広場では、魅力ある公園づくりのため、様々なイベントが企画され実施されております。例えば、池のほとりや橋のアーチ下などで演奏会を開催する「ドコでもシアター」や、21世紀の森と広場をテーマに開催された「こどもフォーラム2013」からの提案を取り入れた「森のこども館」などがその代表です。その他にも「緑と花のフェスティバル」、「こども祭」、「大農業まつり」など大規模なイベントが開催されています。このように広大な21世紀の森と広場を有効に活用することができれば、さまざまな分野の方たちのニーズに対応することが可能であり、ひいては多くの方を呼び込むことによって松戸市の活性化につながるとの意見が多くの委員からありました。

よって市内の施設の中でも最も大きなイベントを開催できるこの21世紀の森と広場の収容力を活かして、今後は行政だけではなく、民間企業、地域の商店会、市民団体などがイベント等に活用しやすい新たな仕組みをつくり、21世紀の森と広場の

更なる有効活用が松戸市の活性化につながるよう、まちを挙げて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、21世紀の森と広場までのアクセスについてですが、21世紀の森と広場は、最寄り駅から徒歩20分位のところに位置し、バスを利用して来られる方も多いためです。また、21世紀の森と広場の近隣には多目的スポーツ広場や新市立病院の建設予定地などがあり、今後、ますますバス利用の需要が増えていく地域と考えられます。

改めて21世紀の森と広場と近隣施設との位置関係とバスルートを照らし合わせてみますと、21世紀の森と広場へのバスルートはあるものの、近隣施設へのアクセスは十分とはいえません。アクセスルートに多様性をもたせることで各施設利用者の利便性だけでなく、地域の活性化など、様々な相乗効果を見込めると思われます。

今後、建設される施設及び周辺地域のインフラ整備に合わせ、21世紀の森と広場を軸にまちが活性化するよう周辺地域の交通アクセス充実を願います。

